

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和2年9月1日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道11号改築工事（豊中観音寺拡幅・香川県三豊市豊中町本山甲字六の坪地内から同市豊中町本山甲字屋敷内地内まで）及びこれに伴う附帯工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 香川県三豊市豊中町本山甲字屋敷内地内

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
1171番 3	宅地	宅地	284.65	284.65	141.29	65.89	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図の259、RK1、R4、255、R-137、260、R-138及び259の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分 (使用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のRK1、SK3、S16、S6、S5、S4、S11、256、R4及びRK1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分
1173番 2	宅地	宅地	48.19	48.18	8.26	1.10	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図の259、2662、269、RK2、RK1及び259の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分 (使用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のRK1、RK2、SK4、SK3及びRK1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分

(「添付実測平面図」は、省略し、香川県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

藤田 宏和 香川県三豊市豊中町本山甲1172番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

藤田 律子 香川県三豊市豊中町本山甲1172番地 土地使用借権

藤田 正敏 香川県三豊市豊中町本山甲1196番地2 土地使用借権

藤田 健

香川県三豊市豊中町本山甲1196番地5

土地使用借権

6 裁決手続の開始を決定した日

令和2年8月26日